

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



# 福島県報

## 目次

規則	三〇
福島県森林組合法施行細則の一部を改正する規則	三〇
告示	三〇
生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件	三〇
生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件	三〇
生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件三件	三〇
生活保護法により指定を受けた施術者の開設している施術所の名称及び所在地を変更した旨届出があった件	三〇
生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件	三〇
大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件三件	三〇
患畜又は疑似患畜の発見について届出があった件	三〇
地籍調査の結果について認証した件三件	三〇
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件	三〇
保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件	三〇
特別保護地区の名称、区域、存続期間及び保護に関する指針の案について公告する件	三五
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定により公聴会を開催する件	三五
土地改良区の役員が退任した旨届出があった件	三五
一般競争入札を行う件	三五
福島県警察本部	三五
落札者を決定した件	三五
一般競争入札を行う件	三五

## 規則

福島県森林組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年六月二十三日

福島県知事 内堀 雅 雄

### 福島県規則第五十二号

#### 福島県森林組合法施行細則の一部を改正する規則

福島県森林組合法施行細則（平成十二年福島県規則第百五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項に次の二号を加える。

六 法第百条の八第一項の規定による組織変更の認可の申請 株式会社への組織変更認可申請書（様式第六号）

七 法第百条の十六の規定による組織変更の認可の申請 合同会社への組織変更認可申請書（様式第七号）

第一条第二項第一号中「様式第六号」を「様式第八号」に改め、同項第二号中「様式第七号」を「様式第九号」に改め、同条第三項第一号中「様式第八号」を「様式第十号」に改め、同項第二号中「様式第九号」を「様式第十一号」に改める。

第二条第一号中「様式第十号」を「様式第十二号」に改め、同条第二号中「様式第十一号」を「様式第十三号」に改める。

様式第十一号を様式第十三号とし、様式第六号から様式第十号までを二号ずつ繰り下げ、様式第五号の次に次の二様式を加える。

様式第十一号を様式第十三号とし、様式第六号から様式第十号までを二号ずつ繰り下げ、様式第五号の次に次の二様式を加える。

様式第 6 号（第 1 条関係）

株式会社への組織変更認可申請書

年 月 日

福島県知事

主たる事務所の所在地

生産森林組合の名称

代表者の氏名

印

株式会社へ組織変更したいので、森林組合法第 100 条の 8 第 1 項の規定により認可願います。

備考 この申請書には、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 組織変更計画
- (2) 組織変更を議決したときの総会の議事録の謄本
- (3) 組織変更の決議時の財務目録、貸借対照表及び損益計算表
- (4) 組織変更後株式会社の定款及び附属書
- (5) 法第100条の3第6項において読み替えて準用する法第66条第2項の規定による公告及び催告（当該公告を官報のほか公告の方法として定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載し、又は電子公告によりした生産森林組合にあつては、これらの公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したこと又は組織変更してもその者を害するおそれがないことを証する書類
- (6) 法第 100 条の 4 の規定による組合員の脱退及び持分の払戻請求があつた場合には、手続が完了したことを証する書類
- (7) 法第 100 条の 5 の規定による株式又は金銭の割当てが完了したことを証する書類
- (8) 法第 100 条の 7 の規定による質権を有する者がある場合には、その者に対し、通知を行ったことを証する書類

様式第7号（第1条関係）

合同会社への組織変更認可申請書

年 月 日

福島県知事

主たる事務所の所在地

生産森林組合の名称

代表者の氏名

印

合同会社へ組織変更したいので、森林組合法第100条の16の規定により認可願います。

備考 この申請書には、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 組織変更計画
- (2) 組織変更を議決したときの総会の議事録の謄本
- (3) 組織変更の決議時の財務目録、貸借対照表及び損益計算表
- (4) 組織変更後合同会社の定款及び附属書
- (5) 法第100条の18において読み替えて準用する法第66条第2項の規定による公告及び催告（当該公告を官報のほか公告の方法として定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載し、又は電子公告によりした生産森林組合にあっては、これらの公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したこと又は組織変更してもその者を害するおそれがないことを証する書類
- (6) 法第100条の18において読み替えて準用する法第100条の4第1項の規定による組合員脱退及び持分の払戻請求があった場合には、手続が完了したことを証する書類
- (7) 法第100条の18において読み替えて準用する法第100条の5第1項及び第2項の規定による持分又は金銭の割当てが完了したことを証する書類
- (8) 法第100条の18において読み替えて準用する法第100条の7第1項の規定による質権を有する者がある場合には、その者に対し、通知を行ったことを証する書類

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

(林業振興課)

告 示

福島県告示第四百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。  
平成二十九年六月二十三日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団互仁会福島アイクリニック	福島市栄町一―一 エスパル福島五階	平成二九年二月一日
浪江町国民健康保険浪江診療所	双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田七―二	同 年三月二八日
エール薬局栄町店	福島市栄町一―三一	同 年四月一日
やざわみほコレディースクリニック	同 市森合字高野一―二三	同 日
福島県立矢吹病院訪問看護ステーションのびのび	西白河郡矢吹町滝八幡一〇〇	同 日

(社会福祉課)

福島県告示第四百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされ

る生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。  
平成二十九年六月二十三日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
福島アイクリニック	福島市栄町一―一 エスパル福島五階	平成二九年一月三十一日
あさみ薬局	同 市笹谷字上成出一四―六	同 年三月三十一日
クリニックおおまち歯科	白河市登り町二―二	同 日
さいとう診療所	伊達郡川俣町飯坂字古内四六―二	同 日
富岡町大玉仮設診療所	安達郡大玉村大字玉井字横掘平一五八―一〇	同 日

(社会福祉課)

福島県告示第四百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。  
平成二十九年六月二十三日

福島県知事 内堀 雅 雄

氏 名	住 所	施 術 所 名	施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
菊池航平	伊達市霊山町掛田字中町一八―二	鍼灸接骨とうばい治療院	福島市永井川壇ノ腰一〇―二三	平成二九年一月九日
東梅健太郎	福島市三河南町七―四	同	同	同 日

ランフオセツ ト福島駅西一 一〇一
-------------------------

(社会福祉課)

福島県告示第四百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるはり師及びきゅう師を次のとおり指定した。

平成二十九年六月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

氏名	住所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
東梅健太郎	福島市三河南町七―四グ ランフオセツ ト福島駅西一 一〇一	鍼灸接骨とう ばい治療院	福島市永井川壇ノ腰 一〇―三	平成二九年 一月九日
曳地由妃	同 市大森字 宮ノ前一九― 二 サンシャ インA一〇六	同	同	同 日
渡邊力仁	同 市大森字 街道下三九― 一 チェリ― ハイツカイ ド一〇五	同	同	同 日
菅野孝治	伊達市保原町 上保原字向台 一―九	株式会社フレ アスフレアス 在宅マッサージ ジ福島	福島市南中央一―五 スカイハイツA― 一	平成二九年 三月一日

福島県告示第四百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。

平成二十九年六月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

氏名	住所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
菅野孝治	伊達市保原町 上保原字向台 一―九	株式会社フレ アスフレアス 在宅マッサージ ジ福島	福島市南中央一―五 スカイハイツA― 一	平成二九年 三月一日

(社会福祉課)

福島県告示第四百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の施術者から当該施術者の開設している施術所の名称及び所在地を変更した旨届出があった。

平成二十九年六月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

氏名	住所	名称		所在地	
		変更前	変更後	変更前	変更後
深田樹也	福島市宮代 字植田前四 五―三	リズム整骨 院	ふかだ接骨 院	福島市野田 町五―一 〇―一	福島市宮代 字植田二九

(社会福祉課)

福島県告示第四百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年六月二十三日  
福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
あすか調剤薬局大森店	福島市大森字城ノ内五〇一	有限会社メディファースト	福島市大森字城ノ内五〇一	平成二十九年四月一日	居宅療養管理指導 防居室療養管理指導
株式会社あさがお薬局	同 市入江町二二一九	株式会社あさがお薬局	同 市入江町二二一九	同 日	同
有限会社あおい薬局	同 市上名倉字吉前三八一五	有限会社あおい薬局	同 市上名倉字吉前三八一五	同 日	同
メディコム野田町薬局	同 市野田町一〇二一八	有限会社メディコム	東京都杉並区高円寺四一六一九一三〇二	同 日	居宅療養管理指導
モトマチ薬局	同 市瀬上町字本町二二二	加納 武志	福島市瀬上町字本町二二二	同 日	同
ゆう遊館居宅介護支援事業所	須賀川市滑川字関ノ上二六一一	社会福祉法人愛親福祉会	須賀川市滑川字関ノ上二六一四	平成二十九年三月八日	居宅介護支援事業
まいんど万	本宮市本宮字	株式会社マ	本宮市本宮字中	同 年	認知症対

世二番館（グループホーム）	万世一三四一	インド	條一六一二	四月一日	応型共同生活介護 介護予防 認知症 対応型共同生活介護
---------------	--------	-----	-------	------	--------------------------------------

有限会社すこやか薬局	耶麻郡猪苗代町字古城町六六一二	有限会社すこやか薬局	耶麻郡猪苗代町字古城町六六一二	同 月五日	居宅療養管理指導 介護予防 防居室療養管理指導
------------	-----------------	------------	-----------------	-------	-------------------------------

（社会福祉課）

福島県告示第四百六十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年六月二十三日から同年七月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年六月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
- （仮称）フレスポいわき泉町 福島県いわき市泉町下川字薬師前百十一番地一ほか
- 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
  - 歩行者の通行の利便確保等に係る事項
  - 信号機のない交差点となっていることから、関係機関で組織している「いわき市通学路交通安全対策推進協議会」と連携し、歩行者の通行の安全や利便確保に努めること。
  - 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮に係る事項
  - 廃棄物については、減量化及びリサイクルに努めるなど、適切に処理を進めると。
  - その他
    - 建築工事期間中又は営業開始後、周辺住民等から苦情が申し立てられた場合は、申立人及び関係機関の指導等に誠意を持って対処し、迅速な解決に努めること。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし。

(商業まちづくり課)

**福島県告示第四百六十二号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年六月二十三日から同年七月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年六月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称)サンデーいわき泉町店 福島県いわき市泉町下川字薬師前七十九番地一ほか

二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

- 1 歩行者の通行の利便確保に係る事項  
信号機のない交差点となつていことから、関係機関で組織している「いわき市通学路交通安全対策推進協議会」と連携し、歩行者の通行の安全や利便確保に努めること。
- 2 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮に係る事項  
廃棄物については、減量化及びリサイクルに努めるなど、適切に処理を進めること。

3 その他

建築工事期間中又は営業開始後、周辺住民等から苦情が申し立てられた場合は、申立人及び関係機関の指導等に誠意を持って対処し、迅速な解決に努めること。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし。

(商業まちづくり課)

**福島県告示第四百六十三号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年六月二十三日から同年七月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び猪苗代町商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年六月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
カワチ薬品猪苗代店 福島県耶麻郡猪苗代町字梨木西十七番地ほか

二 法第八条第一項の規定により猪苗代町から聴取した意見の概要  
景観について  
店舗所在地は景観形成重点地域内のため、高明度、高彩度の色は極力控え、周辺環境との調和を図ること。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし。

(商業まちづくり課)

**福島県告示第四百六十四号**

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となつたことの発見について次のとおり届出があつた。  
平成二十九年六月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

病名	畜種	患畜及び疑似患畜の区分	発見頭数	発見の場所	発見年月日	摘要
ヨーネ病	牛	患畜	一頭	郡山市	平成二十九年六月一五日	殺処分

(畜産課)

**福島県告示第四百六十五号**

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、須賀川市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。  
平成二十九年六月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 調査を行った者の名称  
須賀川市

二 成果の名称  
須賀川市江花の一部の地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

**福島県告示第四百六十六号**

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、会津若松市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。  
平成二十九年六月二十三日

- 一 調査を行った者の名称  
会津若松市
- 二 成果の名称  
会津若松市花春町の一部の地籍図及び地籍簿

福島県知事 内堀雅雄

(農村計画課)

福島県告示第四百六十七号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、会津若松市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十九年六月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 調査を行った者の名称  
会津若松市
- 二 成果の名称  
会津若松市湊町大字赤井の一部の地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第四百六十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十九年六月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
星詔 星次男
- 二 通知の内容の要旨
  - 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
  - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件(平成二十九年福島県告示第二百四十号)によること。
  - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第四百六十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を白河市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十九年六月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
市川和一 芳賀広一 高橋シマ 佐藤恭樹 吉田五三郎 増子貞一 増子権吉 吉田正明 鈴木泰次 長谷川佐一 近藤栄 角田輝雄 川崎ヨネ 中村兵武 増子安太郎 近藤清治 増子勝三 鈴木勝位 中村マス 中村治作 中村市治 渡辺幸一 金田清次 森平吉 森清 齊藤儀助 齊藤島之助 鈴木常雄 石井重寿郎 長谷川傳吉 芳賀芳夫 鈴木一郎 小貫光一 荒井徳次郎 伊藤進之助 國井政寿 須長蔵 山口與一 芳賀藤吉 市川利七 吉沢武 近藤広市 近藤一二三 増子庄吉 溝井良美 増子柳一 齊藤利広 芳賀藤吉 鈴木義雄 増子権吉 吉澤武 齊藤利廣 鈴木正一 松本貞一 鈴木宣子 矢吹敬三 鈴木陽司 飛知輪博幸 荒川リヨ 藤田カネ 藤田藤一 藤田茂次 藤田廣 三好祥夫 荒井登 鈴木ハツヨ 鈴木満壽男 荒井利雄 鈴木傳次郎 藤田稔 市川利信 荒井政次 吉田金五郎 鈴木盛久 近藤定次郎 鈴木政男 鈴木永祐 鈴木亮一 鈴木安行 鈴木雄次郎 鈴木直次 鈴木武 鈴木実 鈴木成春 鈴木誠吉 鈴木健 鈴木盈男 山口盈夫 鈴木肇 鈴木里路 沼田米吉 鈴木省吾 鈴木辰蔵 鈴木頼一郎 鈴木正三 鈴木元吉
- 二 通知の内容の要旨
  - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
  - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(平成二十九年農林水産省告示第百十九号)によること。

(森林保全課)

公 告

公告第四百四十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第一項の規定に基づく特別保護地区を指定したいので、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年六月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

日	時	場	所	案	件
平成二十九年七月二十日 午後二時三十分		双葉郡広野町 広野町役場	全員協議会	帚平鳥獣保護区特別保護地 区の指定について	

福島県知事 内堀雅雄

**公告第四百四十八号**  
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第六項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。  
平成二十九年六月二十三日

（自然保護課）

一 特別保護地区の名称  
帚平鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域  
双葉郡広野町大字上浅見川字天狗塚の全域

三 特別保護地区の存続期間  
平成二十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案  
1 特別保護地区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区

2 特別保護地区の指定目的  
帚平鳥獣保護区のうち広野町大字上浅見川字天狗塚地区は、浅見川沿いで地形が開析され、浸食面の岸壁には基岩の露出した箇所が多く、堆積面などには天然の渓谷林が広がりを見せている。当該区域は、急傾斜地が多いことから、比較的人為が加わるとは少なく、静ひつで安全な環境にあり、ヤマセミ、カワセミ等の河川に生息する鳥類の、良好な生息環境の場が形成されている。

このため、帚平鳥獣保護区の中でも特に重要な区域として、当該区域を特別保護地区に指定することにより、河川に生息する鳥類を中心とした保護増殖を図り、さらには、当該区域周辺の多様な鳥獣の生活環境の保全に資するものである。

3 特別保護地区の管理方針  
当該区域の森林所有者や関係機関と連携を図り、特別保護地区指定の趣旨の普及啓発や、定期的な巡視等により適切に管理する。

五 縦覧場所  
福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県相双地方振興局県民環境部県民生活課

六 縦覧期間  
平成二十九年六月二十三日から同年七月七日まで

（自然保護課）

**公告第四百四十九号**  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。  
平成二十九年六月二十三日

土地改良区の名称  
請戸川土地改良区

退任した役員  
役別 氏名 住所  
理事 海藤 芳勝 南相馬市小高区井田川字南新田八三〇番地

（農村計画課）

室

（自然保護課）

福島県知事 内堀雅雄

**公告第150号**

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成29年6月23日

福島県知事 内 堀 雅 雄

**1 入札に付する事項**

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 気象観測装置 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成30年3月30日（金）
- (4) 納入場所 （仮称）福島ロボットテストフィールドほか計2か所

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

**3 入札に参加する者に必要な資格の確認**

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成29年7月21日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

**4 契約条項を示す場所及び期間**

3に掲げる場所において平成29年6月23日（金）から同年7月21日（金）まで（土曜日、日曜日及び同月17日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

**5 入札書の提出場所等**

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成29年7月4日（火）午後3時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成29年8月4日（金）午後3時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月3日（木）午後5時までに必着のこと。）

**6 入札保証金及び契約保証金**

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

**7 入札に参加を希望する者に要求される事項**

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

**8 入札の無効**

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

**9 その他**

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Meteorological Observation System 1set
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 3:00 p.m., 4 August 2017
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 3 August 2017
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

**福島県警察本部公告第54号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成29年6月23日

福島県警察本部長 松本裕之

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
自動車保管場所証明電子化システム機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成29年3月30日
- 4 落札者の氏名及び住所  
N T T ファイナンス株式会社 東京都港区港南一丁目2番70号
- 5 落札金額  
234,264,960円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成29年2月17日

（会 計 課）

**福島県警察本部公告第55号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県警察通信指令システム機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成29年6月23日

福島県警察本部長 松本裕之

- 1 入札に付する事項
  - (1) 借入物品の名称及び数量 福島県警察通信指令システム機器 一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守等を含む。）
  - (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 借入期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
  - (4) 納入場所 仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
  - (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。
  - (4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
  - (5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認  
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成29年7月12日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。  
郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県警察本部警務部会計課  
電話024-522-2151
- 4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、平成29年6月23日（金）から同年7月12日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙70枚が入る程度の大きさで、380円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 平成29年7月28日（金）午後1時30分
- (2) 場所 福島県庁本庁舎4階本部対策室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成29年7月27日（木）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products for lease : Fukushima Police Communication Command System 1set(including related costs concerning emplacement, installation, assembly, adjustment, maintenance, etc.)
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 1:30p.m., 28 July 2017
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00p.m., 27 July 2017
- (4) Contact point for the notice : Accounting Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8686 Japan TEL024-522-2151

(会 計 課)